

会議録

会議の名称及び会議の回	第7回飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会
開催日時	令和6年10月21日（月）午後7時00分～午後8時30分
開催場所	丘の上結いスクエア飯田市公民館3階大会議室
出席委員氏名（敬称略）	中島正韶、三沢亜紀、小林正彦、田中雅孝、 織田顕行、菅沼節子、吉澤章、原英章
出席事務局職員	熊谷教育長、秦野教育次長、 後藤生涯学習・スポーツ課長、 本島生涯学習・スポーツ課長補佐兼社会教育係長、 松下統括支援担当専門主査、矢澤主事
会議の概要	以下のとおり

司会：秦野次長 ※HPに掲載する際には、委員名は掲載しません。

1 開会

これから飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会を開催させていただきたいと思います。開会にあたりまして、熊谷教育長よりご挨拶をさせていただきます。

2 教育長あいさつ

（熊谷教育長）

皆さん、こんばんは。お忙しいところお集まりをいただきありがとうございます。夏が長く続いている感じがしましたが、朝夕だいぶ涼しくなってきましたので、体調等お気を付けいただければと思います。

委員の皆様方には、大変お忙しい中に今回もご参加をいただきましてありがとうございます。この飯田市平和祈念館展示・活用検討委員会は、展示内容をより良いものにして、さらなる祈念館の活用を進めていくということを目的に、展示活用のあり方について幅広く様々な立場の皆さんからご意見をいただくということで設置をしていますが、本日が7回目ということになりました。

5月には、委員の皆さん方に満蒙開拓平和記念館を視察していただき、その展示方法あるいは証言の取り扱い等についても参考にしていただいたと思っております。昨年度末の展示・活用検討委員会では、いろんなご意見をいただいたわけですが、そのことについて、事務局内で証言の扱いについて検討を進めていたためお時間をいただきました。前回の展示・活用検討委員会では、731部隊に所属されていた方の証言に関する展示あるいは紹介についてのご意見をいただきました。そこでのご意見も踏まえながら、平和資料収集委員会の皆さんが作成、提案いただいた731部隊に所属されていた方の証言のパネルについて、それは展示ができないという判断をさせていただきましたが、パネル以外の方法を含めた展示あるいは紹介のあり方について模索をさせていただくということになりまして、今日までお時間をいただいた次第でございます。

本日は、第6回の展示・活用検討委員会の内容を受けまして、証言の展示あるいは紹介のあり方について、教育委員会としての案を提案させていただきまして、ご協議をいただきたいと思いますと考えております。

また、今年度に入りまして、様々な平和学習も開催してございます。そのことについてもお報告させていただきながら、これらについてもまたご意見をいただければと思っております。本日も是非建設的なご意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(秦野次長)

それでは、これから協議・報告事項に入らせていただきます。

本日は、(1)口述資料について、(2)飯田市平和祈念館夏休み特別展「銃後の女性と子どもの暮らし」について、(3)夏休み！親子で行く飯田市内戦争遺跡バスツアーについて、(4)ちいちゃんのかげおくり貸出セットについて、(5)平和祈念館のアンケートについてということで、協議・報告事項をお願いしたいと思います。それでは、ここから進行については座長にお願いします。よろしくお願いいたします。

(座長)

皆さん、こんばんは。よろしくどうぞお願い申し上げます。それでは、早速ですが協議・報告事項につきまして事務局をお願いします。

3 協議・報告事項

(1) 口述資料について

(後藤生涯学習・スポーツ課長)

それでは、口述資料につきまして説明をさせていただきます。生涯学習・スポーツ課長の後藤でございます。お手元の資料の2ページ目をご覧くださいと思います。これまでの検討委員会の中で確認をされてきたことが、(1)平和祈念館の設立趣旨(2)の基本的な考え方(3)口述史料の捉え方ということで整理をさせていただいておりますので、今一度ご確認をいただければと思います。(4)でございますけれども、元731部隊員の証言に関する展示紹介についてでございますけれども、こちらは令和6年3月19日の検討を踏まえて示させていただいたものでございます。先ほどの教育長のご挨拶にもありました通り、再検討をさせていただいた結果、平和資料収集委員会から提案のあったパネルにつきましては展示できないものと判断させていただいております。元731部隊員の証言については、大変貴重なものであるということ、それから、平和祈念館の展示内容の基本的な考え方に基づきまして、①口述資料として客観性が担保できること②証言者の証言に至った背景や思いが伝わること③証言者及び証言者が亡くなっている場合にはご遺族の同意が得られていることを大前提として④子供たちの心のケアにも考慮してパネル以外の方法を含めた展示紹介のあり方について模索していきます。こういった方針を出させていただきまして、今日ご説明をさせていただきます731部隊の資料の展示紹介について取り組んでまいりたいということでございます。続きまして5ページ目でございますが、資料1でございます。731部隊関連の資料の展示紹介についてでございます。こちらにつきましては、これまでの取り組みの経過をまとめさせていただいているところでございます。

2重丸の3つ目になりますけれども、すでに平和祈念館の中にも展示をさせていただいておりますけれども、731部隊がどのような部隊であったのかということについて、裁判所が判決文の中で事実認定している内容を中心に紹介するパネルを令和5年9月から全国の公設施設では初めて展示をさせていただきました。

また、今日の提案に結びつくわけでございますけれども、元所有者の方が生前に語られた話の内容の紹介につきまして、映像資料の著作権者と語られたご遺族の同意を得た上で展示をすることができないかということを考え、教育委員会としまして調整、検討を今日まで進めてきました。また、展示品を紹介するキャプションパネルの充実も検討してまいりました。今回2重丸の1番最後のところになります、731部隊関連の展示紹介につきまして、現在展示をしている遺品資料に着目した展示紹介の充実を行うところまでとしまして、今後はまだ展示紹介に至っていない数多くの寄贈資料の展示・紹介を進め、観覧者の皆様方が多様な資料から、「平和とは何か、そのために何をすべきか、何ができるのか」ということを考えてもらえるような学習支援の機能の充実を図るということに注力をしてまいりたいということで考えております。それを踏まえまして、資料2の7ページでございます。

こちらの資料8ページ以降には元731部隊の隊員の方が語った内容が書かれておりますが、マスコミの皆様には、8ページ以降のものについては検討中の段階ということで、資料としては開示をさせていただいておりませんのでご了承いただければと思います。検討委員の皆様には、この部分はつけさせていただいております。後ほど座長の方で時間を取っていただけるということのようでございますので、また後ほどお読みいただければと思います。今回この第6回検討委員会から今日に至るまで、この証言をされましたご遺族との折衝を教育委員会として重ねてまいりました。当然のことながら、ご遺族もお1人ではないという中で、ご遺族の皆様方のご了解をご遺族の方にとっていただくというご尽力もいただく中で、この後見ていただく内容につきまして、個人情報には十分配慮をしてほしいという意向が付け加えられた上で、今後親族や個人の特定に繋がる可能性がないとは言い切れませんけれども、可能な限り親族や個人の特定に繋がる機会を減らす配慮はしていただきたいと。そこを気を付けていただければ、この内容を開示することは同意をしていただけるということで、ご遺族のご了解が得られたということで、今回教育委員会といたしましては、今日この後皆様に見ていただく内容につきまして、平和祈念館に展示をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。この内容でございますけれども、平和のための信州戦争展実行委員会の皆様方が動画で撮影したものを、教育委員会の方で借用させていただき、承諾を得た上で書き起こしをさせていただいております。

それから、動画自体の音声聞き取りにくい部分がございましたので、聞き取れない箇所には注意書きを振らせていただいております。また、すでに語られた方はお亡くなりになっておりますし、先ほど申し上げましたとおりご遺族からのご希望もあり、個人の特定につながる箇所につきましては全て削除をさせていただいております。ほとんどそのままの形で展示をしてまいりたいということでございます。委員の皆様方につきましても、一部の方はこの証言者の方がどなたかっていうことをすでにお分かりの方もいらっしゃるかと思いますが、ご遺族からは、個人名の個人情報についてはくれぐれもご配慮をというふうに言われておりますので、今日の議論の中の個人名につきましては、できるだけ控えてご発言をお願いできればということでございます。

原稿につきましては、8 ページから 18 ページにかけてでございますのでご覧いただければと思います。また 19 ページ資料 3 になりますが、展示品のキャプションの方を少し直させていただくように案を作らせていただきました。こちらの方もご覧いただきまして、ご意見等をお寄せいただければと思うところでございます。非常に雑駁な説明で恐縮ではございますが（1）口述資料につきましては以上でございます。

（座長）

ただいまご提案あったとおりでございます。前段の方の元 731 部隊部隊員が語ったことこの証言について展示をするということでございますが、18 ページまでのところをすでにお読みになっておられる方もおられると思います。そして、今日会議が始まる前にすでに目を通されている方もおられると思いますが、まだ途中の方もおられると思いますので、今ここにある時計で 5 分プラスアルファぐらい目を通していただきたいと、そしてその上で検討をしていきたいと思えます。なお、検討していく上において、具体的に平和祈念館の中でどのような形でこれを展示していくとか、そういうお話はございませんでしたので、読んでいく中でどのようなイメージでこの証言が置かれるのかというふうなことをちょっと聞いておいてからと思うんですが、いかがですか。

（後藤生涯学習・スポーツ課長）

はい。説明が不足しておりまして大変失礼いたしました。今のところこの原稿の内容を満蒙平和記念館の証言者の方々の展示も皆さんご覧になっていただいたかと思えますけれども、あのような形で書き起こしたものをラミネート加工したものを何らかの形で綴るようにして、訪れていただいた方にめくって読んでいただくという形での展示を予定しております。

（座長）

はい、ありがとうございます。展示方法につきましてもご意見をいただきながら検討していくということになりますので、それでは、先ほど申し上げましたように、5 分ちょっとで目を通していただきたいと思えます。はい、じゃあ、よろしくお願いします。

・・・資料を読む時間・・・

（座長）

それではご意見をいただきながら提案のあったような形での展示にしていくという場合には、さらにこうした方がいい、ああした方がいいというようなご意見もあろうかと思えますし、もっと基本的なところの前段階のこともあるかと思えますので、7 ページのところの四角のイントロ部分も当然使うと思えますので、そこら辺のところ全て含める形で、どこからでもご意見を頂戴したいと思えます。はい、いかがでしょうか。7 番さん。

（7 番の委員）

非常に素晴らしい案だと思ひまして、大賛成であります。昨年、9 月に 731 の展示がされましたのを、1 歩前進としますと、今回は 2 歩前進になるんじゃないかというふうに思ひます。この

中身についても、このままみんなが読めるように展示してもらおうっていうことは非常に素晴らしいことだと思います。ただし、問題点としてですね、宮田村に住んでおられる清水さんですね。この間お盆を中心にして中国へ渡られて、全国的にも注目されておりますし、中国の新華社とかあちらの中国の方でも、非常に清水さんについては注目されておられます。で、やはりこの元731部隊がというのを出示してもらえることはいいんですが、さらに続けてですね、同様に清水さんについてもぜひこういう形で証言として出していただければ、より3歩前進と、その他にも越さんとか砂場さんとか、何人も731について証言された方がおりますので、是非そういうものですね、こういう形で出していただければ非常にありがたいかなというふうに私は思います。

ちょっと違う観点からなんですが、信濃毎日新聞に飯田市の平和祈念館について、オーラルヒストリーの可能性ってことで、3人の学者と言いますか、飯田の歴史研究所に勤めておられた方なんかの記事が3回にわたって信濃毎日新聞に載っておるんですけども、その中でこんなようなことが言われております。飯田の歴史研究所では、オーラルヒストリーを地域遺産として重視し、収集してきました。731部隊の元隊員の証言展示に関し望むことは、731部隊の元隊員の証言も地域の歴史として公にしてほしい、飯田下伊那の人たちの語る場作りは飯田市が担い守ってほしい。その他、大阪大学の先生とか立命館大学の先生なんかの証言というか記事も載っておりますけれども、ぜひそういったことで、清水さんとかそういった他の人についてもこういう形で残してほしいなというふうに思います。こういう形であれば、こどもたちに対するケアもできますし、非常にいいんじゃないかというふうに思います。以上です。

(座長)

最初にトップ切ってのご発言をありがとうございました。今後のあり方についてのご提案もございましたが、司会の方としては、まず第一に、今ご提案されたこの証言についてですね、まずご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。2番さん。

(2番の委員)

今回の口述資料それ自体について言うと、情報として付加してもらえるといいなと思う点は、証言者の生年月日、生まれた年と亡くなった年ってのは、やっぱりそこまでは個人は特定できないだろうから、基本情報として掲載してほしいな。語り手がいつ生まれて、いつ亡くなったのかということ自体が歴史になると思うんですね。

それから、オーラル・ヒストリーの現在の到達している条件から申し上げると、動画から文字で起こされた口述資料の公開ということなだけども、その元になった動画ですね、これは保存されるのかどうなのかということです。現在では、語られたことを文字に起こして公開するということに加えて、そのために作成された成果物としての動画とか録音、そういうものも基本的には公開するというのが、現在のオーラル・ヒストリーの到達の水準だと思うんです。飯田市歴史研究所も10年ほど前から、それまでは文字だけを公開するという考えだったんだけど、アメリカなんかの大学に行って調査してきた結果としては、国際的にはもう録音、動画も公開するのが当たり前になっているという状況なんです。ですから、そういうものも保存、公開の対象にしていくと。ただし、公開にあたっては、語り手の許諾を得る。許諾の文書を交わすわけですね。語り手がもう亡くなってしまった場合は、ご遺族の承諾を代わりに得るという条件の中で、公開をしています。

それから、最近は実際に語られたことと文字にされていることの間にはズレがあるんじゃないかっていう研究者もいるんですね。どういう口調で語っていたかとかね、そういうことも含めて大事じゃないかと。だから、例えば、この口述資料には雑音が入っているからカットしているという部分もあるけれども、それは本当なのかどうなのか、さらに検証したいという研究者もいると思うんです。ですから、私は、動画は一般公開できないということであれば公開しなくてもいい、それは致し方ないかもしれないんだけど、せめて学術研究を目的にするという条件で、事前に申請して許可があれば、公開できるということはやった方がいいんじゃないかと思います。自治体には、やっぱり「学問の自由」を保障していく、また「表現の自由」を保障してくっていう責務があると思うんです。ですから、学習の支援、研究の支援という視点を持っていただいて、動画は全く公開しないというんじゃなくて、成果物については原則として公開できるような体制は作っていった方がいいなと思います。

ただし、この動画については、ご遺族が公開についてはね、個人情報については控えてほしいというお考えがあって、それに沿ってやっているということもあるものですから、いわゆる飯田市歴史研究所がやっている遺族の公開条件とはまた段階が違うんだろう、その点は配慮すべきだろうなと思います。そういうわけで、現在のオーラル・ヒストリーの水準からすれば、成果物の公開をできるような体制を作ってほしいと、そういう要望があります。以上です。

(座長)

貴重なご発言をいただきましてありがとうございます。オーラルヒストリーをどのように捉え、そして学び公表していくのかということにつきましては、やはりどのような口調で、どのような表情で、もっと言えば、この資料の中の「…」っていう部分は、いわゆる聞き取りにくいところって、判読しにくいところってことになりなりますけども、カウンセリングなんかでは、沈黙してる部分とか、そのインターバルの部分ですよね。その部分のところがほんとにどのようなお気持ち、心の動きの中で語っているのかっていうところは、今2番さんが言われたことと重なってくるわけですが、非常に貴重な部分じゃないかというふうには思うわけでございます。ちょっと余分に喋りすぎましたけれども、今お話された中の基本情報ということで、生年月日、没年等々ですね、このことについては、ご意見をいただきたいと思います。事務局からもいただきたいと思います。続いてご意見をお願いします。3番さん。

(3番の委員)

内容的なことというよりは、展示方法についてなんですけども、先ほど事務局の方からご提案いただきましたように、731の資料については、満蒙開拓平和記念館で採用されているような、ページをめくるようなそういう形で公開されるということで、基本的には、そういった形で見せるというやり方が大賛成であります。やはり内容的に非常に刺激の強いものだなと、拝見して思いましたので、いきなりパネルのような形で出たりとかっていうと、心の準備ができる前に強いインパクトで内容が出てってしまうという、非常にちょっと刺激が強い内容ですのでそういった意味で、すばっとすぐには内容がわからないけども、ちょっと関心を持った人には見ていただけるって、そういうやり方でとてもいいのかなと思います。ただ、非常にこういった心揺さぶられるっていうのか、刺激の強い内容の文章っていうのは、おそらく食い入るように読む方々も多く出てこられるでしょうし、そうするとたくさんの観覧者が来た時に1人が独占して、その場か

ら離れないような場面も出てくるんじゃないのかなということを考えると、こういったものを複数用意する。それも1つの方法かなと思います。2部、3部余分に用意しておくというようなことかですね、そういったことも必要かと。

で、やはり今時ですと、デジタルでダウンロードして内容読めるようにするというやり方もあると思うんですけども、やはりそういったものってすぐにあっという間に拡散されてしまうっていう、そういうリスクもあるということと、それからネットワークのトラブルもかなり頻発する可能性もあるので、それに対応できるような体制ができてればいいんですけども、そうでない限りはすぐにデジタルなものを導入するというようなことしなくてもいいのでは。まずはその紙資料、紙媒体での展示物があって、だんだん検討していく中で、やっぱりデジタルなものもあった方がいいんじゃないっていうような雰囲気になってきて初めてデジタルのものも併用するっていうような、そういうので十分なのかなというような気がいたしました。それから、内容の本質的な部分ではないと思うんですけども、ぱっと見た目に今の社会通念からすると差別用語的な表現があると思うんですけども、そういうのもあえてそのまま、資料的な価値ということを考えれば、そういったものをそのまま出すというのは基本的な考え方だと思うんですけども、そうは言っても、中にはその言葉だけを捉えて、切り取って拡散したいとかっていうような、そういうやり方、使い方のされ方っていうのもないわけじゃないと思いますので、その部分、そういうところは少しそれで、じゃあかと言ってその表現の部分を消すとかっていうことではなくって、少し警戒が必要なのかなという、ちょっとそんな気がいたしました。ちょっと長くなりましたけども、以上であります。

(座長)

ありがとうございました。具体的な展示にあたってのご提案とか留意していく点とかございました。最初、私の方で申し上げたように、どんなふうにするのかっていうことを申し上げたわけですけども、証言綴りは1箇所なのか2箇所なのかとか、あるいはもっと細かく、細かいところまでは教育委員会の方でご検討いただきたいですが、活字の大きさはどのぐらいがいいのか、そういうふうなことも含めて考えるかと思しますので、今日このところでは、そういう場面につきましては、色々ご提案なりご意見をあげておいていただければいいのではないかというふうに思います。色々な部分についてのコメントを事務局の方からいただきたいところもありますけれども、今のような形でもう少しご意見をいただきながら、ご提案をいただきながら行きたいと思います。いかがでしょうか。1番さん。

(1番の委員)

お願いします。だんだん様子がわかってきたんですが、率直な個人的な思いは、私はどっちかという怖いなと思いました。誰でも自由にこれが年齢も関係なく見られるっていうのは。この資料を提供してくださった方、あるいは公開しようとしている側の思いとは違った捉え方をされたり、この資料そのものについて誤解される可能性の心配をします。つまりマイナスの方を考えると、ちょっと怖いなっていうことを思いました。

今のこどもたちの戦争に対する思いとか、あるいは、今もここで、関心を持っている人は、とても研究史料としていいっていう話を聞くんですけど、そうではなくて、この祈念館に何気なく入ってパラパラっとこの資料を見た人が、どういう印象をもって帰られるかっていうことを考

えると、やはり怖い部分も想像します。というのは、みんながみんな研究熱心な方ばかりではないってところです。背景をあまり考えないままに何気なく訪れた方、あるいは世の中にはいろいろな考えの人がいますから、私たちの思いとは少し異なる立場、そういう方がもし見た時に、怖さのある文言がこの資料の中にはいくつもあるなっていうことは感じました。

例えばですね、今私たちは、世界で起こっている戦争や紛争、ウクライナやガザで起こっているああいう映像を目の当たりにしています。こどもたちはそれらを目の当たりにして、どうしてお互いやめないのだろうっていうようなことを話します。どちらも悪いと考えるこどもも多数います。で、そういうこどもたちの言葉も感じながら、この資料を読むと、本当、細かいこと言うようになってしましますが、例えば資料のスタートから、うん、さっきもありましたけど、この文字だけで見ると、試験を自分から受けに行っている「志願した」って言葉があって、こういうところが、今のこどもたち、あるいはこどもに限らず、この当時の背景がよくわからない人には、この資料にある人は自分から行っているっていうふうに単純に捉えられちゃう可能性もなくはない。背景がしっかりわかっている人、ある程度の大人は、このところの背景も感じながら読むのですけれど、そうではない人が読むと、この辺がわかりにくかったりするのではないかと思います。

こういう資料を全部出さなきゃいけないのかどうかっていうのは素人でよく分からないのですが、ほかに「表看板」っていう文字を見れば、じゃあ裏が何かあるのかなって聞きたくなるとか、気になる言葉は数々あるかなって思います。

15 ページの1 番下の森村誠一さんのところの話も「研究のために殺したんです」ってこれ、もしビデオとか音声と一緒に見ていれば、その人の話し方で雰囲気は伝わるかもしれないのですが、この文字だけ見ると、やっぱりここは小中学生にはよくわからないところかなっていうような部分です。研究のために殺したことが肯定されるような文として受け止められるのではないかと思います。

こんなふうに所々引っかかるところがあるので、自由に誰でも見られるっていうのは、個人的にはちょっと怖いなっていう気がします。

で、先ほどのビデオの時に、申請してっていう話がありましたけど、やっぱり「責任を持って私はこれを見ます」っていうことが、把握できていた方がいいんじゃないかなってことも思うんです。

ちょうど私もちょっと気になったのですが、デジタルの話がありましたけど、今って撮影はしないでくださいっていうようなことを言っても、さっと撮っていっちゃう人もいますよね。スマホ写真で手軽に。そうすると、この資料をパラパラっと見て自分のスマホカメラでパシャパシャパシャっと撮って、SNS みたいなところにぽっと投稿すれば、こちらはデジタルで公開していなくても簡単に SNS の世界にこういうものが広がっていきます。そういうことが起きないためにも、やっぱり責任もってちゃんと見ていただくためには、もうちょっとなにか配慮があった方がいいんじゃないかなっていうようなことは思いました。以上です。

(座長)

はい、ありがとうございます。今の1 番さんのご発言のところは、少し意見を重ねていただいた方がいいところではないかというふうにも思いますが、特に、後ほどでも結構でございます

ので、今、発言をされたい方はどうぞ。

（6 番の委員）

まず、展示方法なんですけれども、満蒙開拓平和記念館の証言コーナーを参考にというようなことなんです、あそこは皆さん読んでいただいた通り、かなり大きな活字で、せいぜい 5 ページぐらいです。この人のを読みたい。でも、誰かが読んでいうって言ったら、次に次になって、あそこには 13 人の証言が並んでいるんですね。なので、どなたかが心配されていたように、1 つであれば独占してしまうことになる。で、しかも今日配布していただいた資料の大きさを 11 ページですかね、それを立った状態でこうやって読んでいくのか。その辺りの展示方法について、ちょっとどうするかという感じはします。これもやってみないことには来館者の反応って見えてこない。はい、なので、初めからものすごいいいものを作らない方がいいというふうに一応思います。

それから、この証言の内容についてなんですけれども、やはりそのパネルではない形で読めるものがどこか付属の資料としてあればいいという、今までの議論の中でこういうものがあればいいなというふうには思いました。ただ、これ中身を読んでいくと、やはり 731 部隊を取り上げることの難しさっていうのをつくづく感じないわけにはいかないということですね。で、この元隊員の方の言葉の中で、やはり先ほど 1 番の方がおっしゃったように、最終的には「お国のため、人の命を助けるためにそうしたんだ」というような 15 ページの言葉があったり、あるいはこの 731 で作ったその細菌をですね、重慶とかそういうところに撒いたんだと。で、これは本当にその戦争犯罪をですね、告白というか暴露というかしている証言なんですね。というようなものである。そうは言っても歴史的な貴重な史料でありますので、2 番さんおっしゃったように、こういったものを公開するということはある意味貴重ではあると思います。ただ、その公開する主体として飯田市教育委員会さん、飯田市さんということであれば、その覚悟と言いますか、このような背景で、この人がこのような立場で、この時このような話、証言をしたというような、なんて言うんですか、フォローと言いますか、それが必要だというふうに思います。満蒙開拓にしてもですね、体験者の方の証言、一部切り取ってしまった場合に、やはりどういう文脈でその人がその言葉を言ったのか、その話をしたのか、その辺をちゃんと展示する側が理解し、解説、フォローができる、そのような責任が展示する側には、公開する側には必要になってくるなというふうに思います。この証言者が逆に告発されるような、糾弾されるようなことになってはまずいなというふうに懸念いたします。以上です。

（座長）

ありがとうございました。この証言をこう読み込んでいくというか、読んでいく中で、やはり今 1 番さんの方からも触れられた森村誠一の悪魔の飽食についてのこの部分の表現とか発言とか、あるいは生体解剖という言葉のどこにあるように、生きてるところにメスを入れるんじゃないけれども、そういうふうにかこう語っている、この証言者の気持ち、動揺、戸惑い語りながら。それが最後の、1 番最後の 16 ページのところの最後の発言につながっていったところですよ。だから、やはり証言としてはこのところが通ってないと、この証言者の心が見えてこないと思うんですね。というふうなことを考えながらおるわけでございますけれども。今の展示の技術的なことだけではなくて、1 番さんの発言の中からも出てきたことに絡みながらですね、もう少し意

見をいただいておりますけれども。どうぞ。4 番さん。

（4 番の委員）

まず、聞き取りにくいということが前提で、この「…」になっていたりとか、今科学技術とか発達をしていって再生技術とかね。それで、もし可能ならこれをよく写真でも理由は違うかもしれないかもしれませんが、例えば震災でも本当にドロドロになっちゃって顔もわかんないようなものをこう再生できるとか、あるいはカラーのものがモノクロになったりとか、そういういわゆるそのデジタルの技術は日進月歩で発達をしているので、もし、それがいいことかどうかわかりませんが、可能ならば、その専門の方にこの聞き取りにくいビデオを鮮明にさせていただくことって可能なのかなっていうことを1つ思いましたが、それがだんだん経年劣化してしまったと思うんですけれども、やっぱりもしできることならば、そういうこともいがかかなと思いました。ビデオ、結論的に言うと、綺麗に聞き取りやすいようにすることができるといいなと。それから、キャプションのところの19ページなんですけれども、この展示品は、飯田市出身で元731部隊の云々のところで久保田氏が寄贈を受けっているところがあるんだけど、それがいつ頃のものなのか、年代的に祈念館が、例えば10年、20年経った時に、戦争が終わったのはいつとかいうことはわかって、先ほど生年月日とかから、いつお亡くなりになられたかっていうのも入れた方がいいってことのご意見ありましたけれども、いつ頃寄贈されたかっていうのもあると分かりやすいのかなということと思いました。それからあとは、元々この平和祈念館は12歳でしたっけ、小学校6年生くらいの方たちが学習をするのに、今後若い人たちが平和について、この平和を守っていくためには、過去のその史実からどんなことを学び、そしてそれを繋いでいくかっていうところが平和祈念、祈るです。平和祈念館なんですけれども。そうした時に、先ほど何人かの方もおっしゃられたんですが、ひょっとしたら不特定多数の方や、結構集団で、小学校単位で来たりもしていますよね。それで、例えば小学生だとか中学生が来た展示を見た時に、結構難しい言葉だとか、それから、例えば支那事変だとか蘆溝橋事件だとかが昭和12年。昭和12年って、今の令和の子たちにとったら西暦の方がわかりやすいっていう部分もあって、例えばそのところが、1937年だとか、そういうところも、最小公倍数じゃなくて、どこを基準に知ってもらうのか。で、これをこのまま出して、それでいいとするか。もしくは、その未来を担うこどもたちにも分かりやすいような解釈文を出せということではなくて、分かりにくい言葉だとか、それから内容的なことに少しく注釈をつける余地があるかどうかっていうところも検討を例えば重慶とかいうような場所のことだとかもいくつかありますけれども、考えていくのもいいのかなというふうに思いました。以上です。

（座長）

はい、ありがとうございます。音声が高度な技術によって、音声がはっきりすればいいなという、そういうことでいいわけですね。映像の方はご遺族の方で出さないでほしいってことですから、だから、音声だけです。

（4 番の委員）

1 番やっぱりそのところがね、綺麗ならば、クリアならば、理解もしやすいのかな。

（座長）

ありがとうございました。それからあと、今、用語のこととか、それからルビの解説とか、あるいはこの証言は、その証言本文はそのままであるとしても、そのところにある、ルビはあれですけれども、西暦の解説をどっか別につけるとか等の要望がございました。時間的には厳しくなっておりますけれども。お願いします。5 番さん。

(5 番の委員)

5 番です。今日ここへ来て、こういう資料が出されているっていうことを知りました。ここまでに至る教育委員会の努力が大変だったということを思います。遺族の方たちとのいろんな折衝、あるいは、言われてないけどもいろんなことがあったんじゃないかということを感じる場所です。よくここまで来たなということを感じます。それで、ぜひこれは進める方向にしていきたいと思います。その上で私の意見を少し申し述べたいと思います。先ほど3 番の方も言われていましたけど、差別用語があるということで、そういうことで色々批判されたりするということがあるのと同じように、こういう証言で、オーラルヒストリーそのものは非常に大事で、ここに書かれていることは、そのようにこの方が話しているにしてもですね、事実としてこれはどうかというような点、細かい点を含めて、おかしいんじゃないかというところから、いわばアリの一穴みたいに、この証言全体の信憑性が問われるというようなことがよくあると、聞いているところです。そういう点はどうするかっていうことを色々考えていかなければいけないと思います。例えばですね、9 ページの下から7 行目ぐらいに「5 階建てのロ号棟」ってありますよね。果たしてロ号棟が5 階建てであったかどうかこのあたりはちょっと考えてみないといけないんじゃないかなっていうふうに思います。これは私の感覚です。細かい点、色々言っているとキリがないですが、「平房（へいほう）」って書いてありますよね。普通これ「平房（へいぼう）」って言ってないですか。「平房（へいほう）」という根拠があればそれでいいんですけど。そういうような、細かい点もあるので、そういう点をおさえてかないと、色々と言われたり、色々と批判とかですね、言ってくる場合があって、そこが非常に問題になることがありますので、そういう点などですね、考えていく必要があるかなということを私は思っています。ただし、この方が言われたことは、それ自体は非常によく文字起こしされているっていうふうに思いますので、これはその方が言ったことなんだっていうことが非常にきちっと分かるように、先ほど背景とかそういうことを言われましたけれど、この方の言ってることの中には、この人の、なんというか、認識、記憶違いとかあるわけ、オーラルヒストリーにはそれはいつも付き物なわけですけども、そういう点について来た時にどういうふうに対処していくかというようなことが大事な点になるんじゃないかなっていうことを思いました。それから、時間もないので、次の19 ページのことも一言申したいんですけども、気になったのは、下から4 行目の「731 部隊に関する資料は、終戦時に処分が命じられたため、ほとんど残っていません。」とあります。これは事実です。そういう命令があったために残っていないし、証拠隠滅を図ったわけですね。だけど、それは処分が命じられたためじゃなくて、証拠隠滅を図ったためになくなったわけで、そこら辺は正確に書いた方がいいんじゃないかなっていうふうに思います。これは1 つの例ですけど、そんなことを思いました。以上です。

(座長)

ありがとうございました。色々ご発言を頂戴しております。いくつかの部分に関しましては、

7 ページの四角の中、これも文字が小さいので実際の展示の場合どうなるかわかりませんが、この四角の中のところかなりの部分を書き込むということが、今までの発言の中で必要なことがあったかのように思います。もっと言うと、例えば、このルビは小学校6年までの学習する漢字のルビをつけてあるとか、あるいは当時の呼び方、現在の呼び方、さっき「重慶」（じゅうけい）ってありましたけれども、そういうようなこととか、色々この証言全体の、このオーラルヒストリーの文字起こしの部分を損ねることなく、それに対する重要なポイントをこの中に書き込むということになるのではないかなと、こんなふうに感想として持っておりました。いつものように司会者としては時計を睨みながら急いでおります。あと1つだけ、私は最初、証言のことだけを中心にして18ページまでやっておりましたが、19ページについてはもう2、3出ておりますので、改めてこちらのこともありましたら出しておいていただきたいと思います。

（秦野次長）

すみません。5番さんが言っていたお話で、そのオーラルヒストリーの中で、先ほどの5階建てのロ号棟とかというようなところで、そこが引っかかってしまったりだとかってというようなお話があったんです。それこそ、2番さんや6番さん、こういうような部分のオーラルヒストリーってどういうふうに取り扱っていくっていう形になるのでしょうか。

（座長）

2番さん、お願いします。はい。

（2番の委員）

口述史料と、例えば物的な史料あるいは文字史料との間にズレがあるってことは、オーラル・ヒストリーにはよくあることだもんですから、その間違え、あるいはズレがあるよということを注記するのがいいと思います。間違ってるから削除するとかね、そういうのは良くないと思います。どういうふうに語られたかということ自体が大事なことで、間違っているけども語れたこと自体を大事にしていくっていうのは、オーラル・ヒストリーの基本的な考え方だろうなと思いますね。以上です。

（座長）

はい、ありがとうございます。それではですね、今出された内容と、特に1番さんの方で問題提起された点が展示をする中では引っかかり続けておるわけでございますけれども、この証言を展示するという方向でさらに、今出ている意見や改正点やらそこら辺のところをさらに深めていただきながら、展示にこぎつけていただければいいなという形でまとめたいと思います。ただ、7番さんが1番最初に発言された中に、さらに証言を考えていった方がいいんじゃないかとかいうというご発言がございましたが、それについてはこのままにするわけにはいきませんので、ご発言をお願いします。

（後藤生涯学習・スポーツ課長）

はい。皆様方から貴重なご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。7番さんからご意見とかご要望をいただきました。清水さんの展示についての基本的な教育委員会としての考え方でございますが、平和祈念館自体の展示そのものについて、寄贈いただいたものをまずは展示を充実させていくという考え方で運営をしてきております。そういった点からですね、清水さんについては特にその物が現在あるという状況ではございませんので、今日ご提示をさせていた

だいたいのものをまずはきちんと展示をするという方向性でやっていきたいと思っておりますし、平和祈念館の全体のボリュームを見させていただいた時に、731部隊の展示のみではなくて、まだ展示ができてない多くの資料がございますので、そういったものを充実させていくと、こういうところに注力をしていきたいというのが教育委員会としての考え方でございます。

それから、いくつかご意見をいただいております。2番さんから生年月日と亡くなった年の情報があつた方がいいというご意見につきましては、ご遺族の方との話をする中でご了解が得られれば、そういったものについては、情報として載せていきたいと思っておりますし、動画につきましては、動画についての学術研究を目的とした場合には、その公開をしていくということについては、まずは著作権者のご了解をあらかじめ取った上で、その複製のものを平和祈念館として保存が可能かどうか検討をした上で、そういったご意見に対しては対処をしまいたいというふうに考えております。

それから、展示方法でございますが、現時点で私どもで考えていたのは、満蒙開拓平和記念館のやり方を真似しようかなというふうに思っておったんですけれども、当然、大勢の観覧者が来られた時に、このめくるタイプのものが1個しかない、当然他の方が見れないという事態になってしまいますので、ある程度リングでラミネートしたものをこういくつか用意しておいて、大勢見えた時はそれで見ただけのような形はどうかというふうには考えておったんですけれども、今日のご意見を踏まえて、もう少し内部で議論というか持ち帰って検討をさせていただきます。

(座長)

ありがとうございます。色々ご意見申し上げたい部分もあろうかと思いますが、基本のところの話は進められたというふうに判断をしております。それで、この間平和祈念館が取り組んできた事業、それからこれからのこともございますが、時間的にはあと5分しかないわけでございますけれども、かい摘んでお話をいただきたいと思います。次第のところでは、(2)(3)

(4)(5)までまとめてお願いします。

(2) 飯田市平和祈念館夏休み特別展「銃後の女性と子どもの暮らしについて」

(3) 夏休み！親子で行く 飯田市内戦争遺跡バスツアーについて

(4) ちいちゃんのかげおくり貸出セットについて

(5) 平和祈念館のアンケートについて

(後藤生涯学習・スポーツ課長)

はい。それでは、資料の20ページをご覧くださいと思います。

資料4でございますが、飯田市平和祈念館夏休み特別展銃後（戦場の後方）の女性と子供の暮らしについてでございます。8月の10日から12日の間ですけれども、第35回の平和のための信州戦争展がこのムトスぶらざで開催されることに合わせまして、飯田市教育委員会といたしましてもこの特別展を開催させていただいたところでございます。愛国いろはかるたを通して、

銃後（戦場の後方）の子どもや女性の社会意識の暮らしぶりを感じていただくための展示をさせていただいております。約 200 人の方にご見学をいただいております。また、これに合わせまして、飯田短期大学にもご協力いただきまして、戦時中のすいとんと現在のすいとんの試食を体験していただくという企画も行わせていただきまして、子どもさんやご来場いただいた方から、非常に美味しかったというか、親しみを持って平和について感じていただける、そういう機会を作れたという状況でございます。見学者からのご意見や感想、そちらに記載してございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、21 ページの資料 5 でございます。夏休み親子で行く飯田市内戦争遺跡バスツアーでございます。市内にございます 6 か所の戦争遺跡をバスツアーを親子で見学をしていただくというものでございます。こちらにつきましても、2 年目でありますけれども、子どもさんたちからも好評な企画でございました。感想についてはご覧の通りでございます。

続きまして、22 ページ、資料 6 でございます。ちいちゃんのかげおくりのお貸し出しセットでございます。こちら、小学校の国語の教科書に取り上げられているちいちゃんのかげおくりを授業で取り上げていただくときに、少しでも平和について考えていただけるように、雰囲気が出るようにということで貸し出しセットをオリジナルで作しまして、それを希望される学校の方へ貸し出しをさせていただいております。今年度すでに 7 校でご利用をいただいております。明日また千栄小学校でご利用いただけるということで、非常に人気があるって言い方をすると良くないかもしれませんが、学校でご利用が進んでいるものでございます。またもう 1 セットでできれば作りたいなということで取り組みを進めさせていただいております。

続きまして、23 ページ、資料 7 でございます。この半年間ですね、令和 6 年度の 9 月末までにお越しいただいた皆様方からのアンケートの結果をまとめさせていただいております。全国各地からお越しいただいております。ご覧のようなアンケートをいただいております。非常に好意的に捉えていただいているご意見が多く寄せられておりまして、スタッフというか運営に携わっているものとしては非常に嬉しいというか、改めて平和をきちんと考えていただける方が結構いらっしゃるっていうことにやりがいを感じているところでございます。雑駁な説明で恐縮ですが、事務局からの説明は以上でございます。

（座長）

せっかく取り組んでいただいております事業につきましてもの報告、短い時間で申し訳ございませんでした。協議事項の方はこれで終わりになります。ちょっと感想でございますけれども、私の色々関わっている方からですね、「平和祈念館、なかなか、なんか揉めてるのか」とか、「なんか進んどらんのか」とか、そういうようなことを聞かれるわけですが、その時私は、「教育委員会のこの平和祈念館検討委員会の会議録のウェブサイトをぜひ見てほしい」「意見交換をしながら、意見を積み重ねながら、その中でゆっくりではあるけれども、ひとつの方向に向かって歩んでいるんだ」とか、そういうようなことを言ったりします。で、そしたら、「字が小さくて見にくいけど結構やってるんだね」とか、そういうようなことで、特にオーラルヒストリーにつきましても、2 番さんの方のご発言もございましたけれども、第 5 回、第 6 回等を読んだ方からですね、「そういうことなのか」とか、そういうような、そんなような意見、感想をですね、聞いておりますので、私から言うのは僭越でございますけれども、教育委員会の方ですね、私たちのこの会議録のウェブサイトで、

特に、その結果ではなくて、そのプロセスをですね、これを学んでほしい、知ってほしい、こんなふうなことを言ってもらえればありがたいな、というふうに思います。それじゃあ、これで司会をお返しします。

4 その他

（秦野次長）

座長ありがとうございました。それでは最後になりますけれども、座長をはじめ、委員の皆様には、長い間、長い時間にわたりご協議をいただきまして、改めて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。本日も大変多くの意見を頂戴いたしました。委員の皆様のご意見を参考にさせていただきまして、今後も祈念館を訪れた皆さん1人1人が平和について自ら学ぶ機会というふうになっていけるような展示や取り組みを検討してまいりたいというふうに思います。さらには、展示だけではなくてですね、様々な形で、今日も報告させていただきましたけれども、取り組みを進めていきたいというふうに考えたいというふうに思います。

本日、ご意見賜りました証言につきましては、ご遺族の思いも大切にしながら、さらに、展示に向けて、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、これから祈念館の中だけでとどまらない学びの機会、先ほどもお話させていただきましたけれども、現場を見たりだとかですね、そういうような機会を設けてまいりたいと思いますので、今後もしもご助言を賜りたいというふうにお願いをしたいと思います。

5 閉会

（秦野次長）

最後に、本日はご多忙の中お集まりいただきまして、熱心なご意見をいただきまして、ありがとうございました。これで本日の飯田市平和記念展示・活用委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。